

平成28年大川市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月10日(火)

開 会 午前10時30分～午前11時5分閉会

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(16人)

会 長 16番 田中 博文

第1副会長 11番 吉川 康則

第2副会長 3番 辻 律子

委 員 1番 梅崎 隆利 2番 野口 至米子 4番 宮原 晶彦

5番 石橋 増隆 6番 河野 洋一 7番 古賀 博美

8番 古賀 林允 9番 龍 靖男 10番 眞崎 直満

12番 植木 幸治 13番 古川 敬次郎 14番 志牟田 文彦

15番 佐藤 操

4. 欠席委員(0人)

5. 付議議題

議案 第13号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について

議案 第14号 農地法第3条許可申請について

議案 第15号 農地法第4条許可申請について

議案 第16号 農地法第5条許可申請について

議案 第17号 農地移動適正化あっせんの申出について

報告 第6号 農地法第18条第6項通知について

報告 第7号 使用貸借の合意解約届出書について

6. 事務局

局長 柿添 量之、 次長 宮崎 隆三、 主任主事 高良 崇史

7. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成28年第5回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員16名中、16名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

事務局 それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いします。

議 長 これより、「平成28年第5回大川市農業委員会総会」を開会いたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

議長 最初に、議案第１３号農地法第３条第１項目的の買受適格証明願についてを議題といたします。

１番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第１３号農地法第３条第１項目的の買受適格証明願についてご説明いたします。

議案書の１～２ページをご覧ください。この農地は競売事件平成２７年（ケ）第３５号の物件であり、入札期間は平成２８年６月１５日から６月２２日までであります。これに参加するため、申請人が買受適格証明願を申請したものであります。申請人は耕作面積も農業委員会が定める別段面積を超えており、農地として利用されるとのことで、問題ないものと思われれます。以上です。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終了しました。

それでは、１番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議長 ほかに、ご意見等なしと認めます。

これで審議を終わります。

ただいまから採決いたします。

議案第１３号農地法第３条第１項目的の買受適格証明願について、適格である意見を付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議長 挙手全員であります。

よって、議案第１３号農地法第３条第１項目的の買受適格証明願については、適格である意見を付することに決しました。

次に、議案第１４号農地法第３条の許可申請についてを議題といたします。

１番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第１４号農地法第３条の許可申請についてご説明いたします。

議案書の３～４ページをご覧ください。議案第１３号に関連しておりまして、事務処理上、農地法第３条許可申請も同時に受付けました。所有権移転競売であります。譲受人は、機械、労働力、技術、通作距離など問題ありません。また、耕作面積も農業委員会が定める別段面積を超えており、農地法第３条第２項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしており、問題ないと考えます。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終了しました。
それでは、1 番についてご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

議 長 ほかに、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番は申請どおり許可することに決定いたします。。
以上で、議案第 1 4 号農地法第 3 条の許可申請についての審議を終りました。
次に、議案第 1 5 号農地法第 4 条の許可申請についてを議題といたします。
1 番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第 1 5 号農地法第 4 条の許可申請についてご説明いたします。
議案書の 5 ～ 6 ページをご覧ください。1 番は、用途地域内の農地で第 3 種農地であり、太陽光発電システムを建設するものであります。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終了しました。
それでは、1 番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

植木委員 太陽光発電システムの業者さんより連絡があり、現地確認しており、事務局の説明どおり、用途地域内であり、問題ないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。
次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
以上で、議案第 1 5 号農地法第 4 条の許可申請についての審議を終りました。
次に、議案第 1 6 号農地法第 5 条の許可申請についてを議題といたします。
1 番について、審議をお願いいたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第16号農地法第5条の許可申請についてご説明いたします。
議案書の7～8ページをご覧ください。1番は、用途地域内の農地で第3種農地であり、駐車場を建設するものであります。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。以上です。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終了しました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

古賀(林)委員 行政書士さんより連絡があり、現地確認しており、事務局の説明どおり、用途地域内であり、問題ないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、1番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第16号農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第17号農地移動適正化あっせんの申し出についてを議題といたします。

1番から2番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第17号農地移動適正化あっせんの申し出についてご説明いたします。

議案書の9～10ページをご覧ください。1番及び2番とも貸付地として利用権設定されていた農地であり、今回利用権設定していた耕作者に売買するものであります。農用地であり、あっせんにより売買をするものであります。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

1番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「意見なし」という者あり)

議長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、1 番については、あっせんすることに決しました。

ただいまから、あっせん委員の指名を行います。

1 番について、あっせん委員に、佐藤操委員、田中博文委員を指名いたします。

ただいま、指名いたしましたあっせん委員にご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしましたあっせん委員について、1 番については、佐藤操委員、田中博文委員に決しました。

2 番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「意見なし」という者あり）

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

2 番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、2 番については、あっせんすることに決しました。

ただいまから、あっせん委員の指名を行います。

2 番について、あっせん委員に、古賀林允委員、志牟田文彦委員を指名いたします。

ただいま、指名いたしましたあっせん委員にご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしましたあっせん委員について、2 番については、古賀林允委員、志牟田文彦委員に決しました。

次に、報告第 6 号農地法第 1 8 条第 6 項の通知についてを議題といたします。

農地法第 1 8 条第 6 項の通知についてを報告いたします。

職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 議案書の 1 1 ～ 1 2 ページをご覧ください。

報告第 6 号農地法第 1 8 条第 6 項の通知についてご報告いたします。

9 件の届出がっております。利用権設定の合意解約が 9 件でございまして、解約理由は借り手の変更 4 件・本人耕作 2 件・売買のたがが 3 件でございます。以上です。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。みなさん、ご質疑等ございませんか。

（「意見なし」という者あり）

議 長 ほかに、ご質疑等なしと認めます。

以上で、報告第6号を終わります。

次に、報告第7号使用貸借の合意解約届出についてを議題といたします。

農地の使用貸借の合意解約の届出の報告をいたします。

職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局

議案書の13ページをご覧ください。

報告第7号使用貸借の合意解約届出についてご報告いたします。

2件の届出がっております。解約理由は借り手の変更でございます。

以上です。

議長

職員の報告の朗読及び説明が終わりました。

皆さん、ご質疑等ございませんか。

(「意見なし」という者あり)

議長

ほかに、ご質疑等なしと認めます。以上で、報告第7号を終わります。

以上で、審議を終わりました。

つぎに、署名委員を指名いたします。

15番 佐藤 操 委員

1番 梅崎 隆利 委員

を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

ご異議なしと認めます。

議長

よって、左様決しました。

以上で、第5回大川市農業委員会総会を閉会いたします。